

(8) 電離放射線障害防止規則

項目	対象業務	放射線障害防止の業務									
		エックス線装置の点検	放射線発生装置の点検	放射線計測器の点検	放射線防護設備の点検	放射線作業場の点検	放射線作業員の点検	放射線作業の点検	放射線作業の点検	放射線作業の点検	放射線作業の点検
放射線障害防止の基本原則	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
定義等	2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
管理区域の明示等	3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
施設等における線量の限度	3の2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
放射線業務従事者の被ばく限度(実効線量)	4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
〃 (等価線量)	5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
〃 (妊娠中)	6	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
緊急作業時における被ばく限度	7	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
線量の測定	8	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
線量の測定結果の確認、記録等	9	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
照射筒等の使用	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ろ過板の使用	11	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
間接撮影時の措置	12	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
透視時の措置	13	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
標識の掲示	14	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
放射線装置室	15	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
警報装置等の設置	17	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
線源付近の立入禁止	18	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
透過写真の撮影時の措置等	18の2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
放射線源の取出し等	18の3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
〃	18の4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
定期自主検査	18の5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
〃	18の6	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
定期自主検査の記録	18の7	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
点検	18の8	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
補修等	18の9	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
放射線源の収納	18の10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
放射線源の点検等	19	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
放射性物質取扱作業室	22	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
放射性物質取扱作業室の構造等	23	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
空気中の放射性物質の濃度	24	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
〃	25	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
飛来防止設備等の設置	26	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
放射性物質取扱用具	27	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
放射性物質がこぼれたとき等の措置	28	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
放射性物質取扱作業室内の汚染検査等	29	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

(注) 計画の届出については、平成6年7月1日より、本規則から労働安全衛生規則へ統合された。

項目	対象業務	放射線障害防止の業務									
		エックス線装置の点検	放射線発生装置の点検	放射線計測器の点検	放射線防護設備の点検	放射線作業場の点検	放射線作業員の点検	放射線作業の点検	放射線作業の点検	放射線作業の点検	放射線作業の点検
汚染除去用具等の汚染検査	30	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
退去者の汚染検査	31	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
持出し物品の汚染検査	32	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
貯蔵施設	33	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
排気または排液の施設	34	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
焼却炉	35	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
保管廃棄施設	36	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
容器	37	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
呼吸用保護具	38	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
保護衣類、履物等	39	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
作業衣	40	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
保護具等の汚染除去	41	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
喫煙等の禁止	41の2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
作業規程の制定等	41の3 41の4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
事故時の回避	42	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
事故に関する報告	43	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
診察等	44	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
事故に関する測定および記録	45	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
エックス線作業主任者の選任	46	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
エックス線作業主任者の職務	47	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ガンマ線透過写真撮影作業主任者の選任	52の2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ガンマ線透過写真撮影作業主任者の職務	52の3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
透過写真撮影作業者の特別の教育	52の5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
核燃料物質等取扱業務従事者の特別の教育	52の6 52の7	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
線量当量率等の測定等	54	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
放射性物質の濃度の測定	55	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
健康診断の実施	56	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
健康診断の結果の記録	57	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
健康診断結果報告	58	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
健康診断等に基づく措置	59	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
測定器の備付け	60	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
透過写真撮影用ガンマ線照射装置による作業の届出	61	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
準用規定	62	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

(注) △印は、核燃料物質の加工施設、再処理施設、一定規模以上の核燃料物質の使用施設等および原子炉施設における業務に限ることを意味している。